

玄海町公告第 95 号

森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和4年6月1日

玄海町長 脇山 伸太郎



記

1. 経営管理集積計画の対象森林  
別紙のとおり

2. 縦覧場所  
玄海町役場 農林水産課  
玄海町ホームページ

3. 権利の設定  
この公告により、玄海町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。